

松江市告示第 245 号

松江市地域資源を活用した地域活性化事業補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 255 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>松江市地域資源を活用した地域活性化 事業費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市地域資源を活用した地域活性化事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助対象経費_____、_____交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>		<p>松江市地域資源を活用した地域活性化 事業補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 市の交付する松江市地域資源を活用した地域活性化事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(補助の対象等)</p> <p>第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。</p>	
補助金の名称	松江市地域資源を活用した地域活性化 事業費 補助金	補助金の名称	松江市地域資源を活用した地域活性化 事業 補助金

略		略	
補助金の 交付対象 である事 務又は事 業の内容	<u>市内の農林水産業者が生産又は漁獲した農林水産物のブランド化及び当該農林水産物を活用した特産品開発とする。</u>	補助金の 交付対象 である事 務又は事 業の内容	<u>地域特産農林水産物の生産振興及びブランド化、新たな特産品開発その他地域活性化に資する事業</u>
補助対象 経費	<u>補助対象事業に係る次に掲げる経費とする。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>報償費(講師、専門的技能等を有する協力者への謝金等)</u> (2) <u>原材料費(苗代、資材費、食材料費等)</u> (3) <u>消耗品費(文房具等の消耗品費、コピー代等)</u> (4) <u>印刷製本費(ポスター、チラシ、資料等の印刷費)</u> (5) <u>使用料及び賃借料(会場等使用料、機器類の賃借料)</u> (6) <u>役務費(通信・運搬費、謝金等の振込手数料)</u> (7) <u>委託料(専門的知識、技術等を要する業務についての委託料)</u> (8) <u>旅費(講師、専門的技能等を有する協力者への交通費)</u> (9) <u>食糧費(参加者への飲み物代等)</u> (10) <u>その他市長が必要と認める経費</u> 	補助金の 交付対象 経費	<u>補助金交付対象事業に要する経費</u>
	<u>補助対象経費の2分の1の額(1,000</u>	<u>補助金の</u>	<u>交付対象経費の2分の1の額(1,000</u>

交付の率 又は金額	円未満切捨て)とし、 100万円を上限とする。 <u>ただし、同一事業者への補助金の交付は、1年度内に1回限りとする。</u>	交付の率 又は金額	円未満切捨て)とし、 <u>1事業当たり</u> 100万円を上限とする。
終期	<u>令和5年3月31日</u>	終期	<u>令和4年3月31日</u>
補助事業者の範囲	<u>市内に住所を有する3名以上で組織する団体(規約、会則等により代表者の定めがあるものに限る。)であって、地域資源を活用し、地域活性化に取り組むものとする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けているものを除く。</u>	補助事業者の範囲	<u>次の各号のいずれにも該当する</u> <u>地域資源を活用し、地域活性化に取り組む組織とする。</u> <u>(1) 3名以上で組織されていること。</u> <u>(2) 同様の趣旨の他の補助金の交付を受けていないこと。</u>
<p>(実績報告)</p> <p><u>第3条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、領収書等補助対象経費の支払状況が確認できるものとする。</u></p> <p>第4条 略</p>		<p>第3条 略</p>	

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。